

公益社団法人北海道交通遺児の会財産管理運用規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人北海道交通遺児の会（以下「本会」という。）の財産の維持管理、処分、運用に関する基本的事項を定めることにより、本会の適正な事業運営を図ることを目的とする。

(管理運用責任者)

第2条 会長は、財産の管理運用の適正を期するため、専務理事を管理運用責任者として、その管理運用に当たらしめるものとする。

- 2 管理運用責任者は、別に定める財産管理台帳に基づき、財産の区分に応じて、当該財産を管理しなければならない。
- 3 管理運用責任者は、翌事業年度における財産運用の計画を策定し、会長の承認を受けなければならない。

第2章 基本財産の維持管理等

(維持管理)

第3条 基本財産は、公益目的事業を行うために不可欠な財産であり、その適正な維持管理、運用に努めなければならない。

- 2 基本財産は、財産管理台帳において、使用している事業との関連性を明確にしておかなければならない。

(処分)

第4条 基本財産は、本会の事業遂行上やむを得ない場合に限り、その一部を処分することができる。

第3章 その他の財産の維持管理等

(維持管理等)

第5条 その他の財産については、この規則に基づき、適正な維持管理、処分、運用に努めなければならない。

- 2 金融資産については、常に社会経済情勢を勘案し、有効適切な運用を図るものとする。

第4章 財産の運用

(基本方針)

第6条 財産は、元本償還が確実な方法で運用しなければならない。

(運用対象)

第7条 財産の運用については、次に掲げる金融資産により運用しなければならない。

- (1) 金融機関への預・貯金
- (2) 有価証券
 - ア 国債
 - イ 政府保証債
 - ウ 地方債

(運用指針)

第8条 管理運用責任者は、金融資産の運用に当たって、次の事項を勘案しなければならない。

- (1) 安全性
- (2) 金融機関の健全性
- (3) 収益性
- (4) 市場性
- (5) 運用期間
- (6) その他必要と認められる事項

(評価損の処理等)

第9条 第7条第2号に掲げる有価証券を運用した場合において、債券発行者の信用状態の著しい悪化等により評価損が生じる場合には、管理運用責任者は、直ちに会長と協議の上対応しなければならない。

(財産の運用状況の報告)

第10条 管理運用責任者は、財産の運用状況について、定期的に会長に報告しなければならない。

第5章 手続き

(運用手続き)

第11条 管理運用責任者は、運用に当たって、あらかじめ会長の決裁を受けなければならない。

第6章 補則

(理事会への報告)

第12条 会長は、財産運用の計画及び結果について理事会に報告しなければならない。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規則は、本会の設立登記のあった日（平成23年4月1日）から施行する。

附 則

この規則は、平成25年5月23日から施行する。